

令和3年度
東村山市議会の概要



東村山市公式キャラクター「ひがっしー」



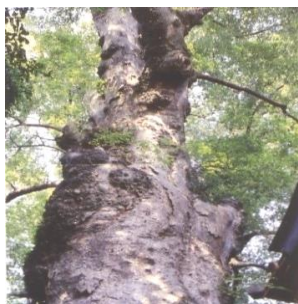
東村山市のブランドメッセージ&ロゴマーク「たのしむらやま」

東京都東村山市議会

◆ 市の木・花・鳥

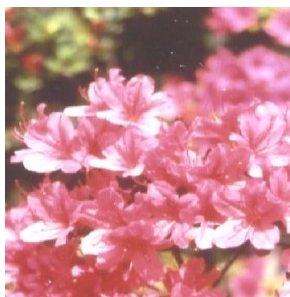
けやき

古くから武蔵野の代表的な樹木で、当市には都の天然記念物に指定されている梅岩寺のケヤキをはじめ、数多く繁茂しています。



つつじ

市内いたるところに見られ、その昔は八国山に自生のカバレンゲや山ツツジもありました。色鮮やかな美しさは、市民の心のよりどころとなっています。



ハクセキレイ

体が細く、尾が長く、白い顔に目を通る黒いストライプが特徴の鳥です。ほぼ1年を通して、市内を流れる川や多摩湖畔などの水辺で見られます。



東村山市のプロフィール

東村山市は、東京都の北西部、荒川から多摩川にかけて広がる洪積層、武蔵野台地のほぼ中心部にあります。北西部分にはこの武蔵野台地にポッカリと島のように浮かんだ狭山丘陵を含んでおり、荒川方向（北東）にゆるやかに下がっています。行政区画でいうと、北は狭山丘陵・柳瀬川によって埼玉県所沢市に、東から南東は清瀬市、東久留米市、南は小平市そして西は東大和市に接しています。

総面積 17.14 km²、市域には西武鉄道各線と JR 武蔵野線が縦横に走り、中央には新青梅街道と、府中街道が交差する緑豊かな都市です。

市内には武蔵野の面影を残す雑木林や田園風景があり、散策する市民の心を和ませてくれます。特に新東京百景の一つとなっている「北山公園」は、春の桜にはじまり、カキツバタ・花菖蒲・ハスが 6 月から 7 月に見事な花を咲かせ、ほとばしるような緑が目を引きまします。また、トトロのふるさと「八国山」や、国宝建造物「正福寺千体地藏堂」などの歴史文化遺産も、市内を代表するもののひとつです。

平成 21 年 9 月には東村山駅西口駅前広場が完成し、また、東村山駅東口から延びる道路沿いには新しい街並みが形成され、東村山の新たな躍動が生み出されています。

東村山市の母体は、明治 22 年（1889 年）5 月市町村制施行により、野口、回田（めぐりた）、久米川、大岱（おんた）、南秋津の 5 村が一体となって東村山村が誕生、その後昭和 17 年（1942 年）に人口 1 万 852 人で町制を施行。昭和 39 年（1964 年）4 月には人口 6 万 6,012 人となり、東京都で 13 番目の市として第一歩を踏み出しました。

令和 3 年度からスタートした第 5 次総合計画（令和 3 年度～令和 12 年度）では、将来都市像を「みどり にぎわい いろどり豊かに 笑顔つながる 東村山」としています。また、この計画が市民や行政、まちに関わる全ての人にとっての東村山市版 SDGs であるとの思いを込め、副題として「わたしたちの SDGs」と掲げ、市民が何世代にもわたって豊かに暮らすことができるまちづくりを進めています。

市章と位置



東村山市の頭文字「ヒ」と「ム」を鳩の型に図案化し、市民の平和と市の躍進を表現したものです。

位置 東経 139 度 28 分 05 秒 北緯 35 度 45 分 16 秒
面積 17.14 k m²
海抜 77m



◆ 人口と世帯数の推移

(各年 1 月 1 日現在)

年次	人 口				世帯数	1世帯当 たりの人口
	総数	男	女	増減		
令和 3 年	151,575	73,841	77,734	320	74,210	2.04
令和 2 年	151,255	73,751	77,504	466	73,418	2.06
平成 31 年	150,789	73,621	77,168	△ 229	72,676	2.07
平成 30 年	151,018	73,823	77,195	279	72,222	2.09
平成 29 年	150,739	73,814	76,925	△ 119	71,417	2.11
平成 28 年	150,858	73,955	76,903	△ 554	70,795	2.13
平成 27 年	151,412	74,325	77,087	△ 676	70,446	2.15
平成 26 年	152,088	74,736	77,352	△ 775	70,199	2.17
平成 25 年	152,863	75,250	77,613	△ 474	70,137	2.18
平成 24 年	153,337	75,636	77,701	195	69,523	2.20

◆ 市民憲章

わたくしたちのまち東村山市は、武蔵野台地のほぼ中心部に位置し、狭山丘陵を背に東にひろがる自然環境に恵まれた緑と太陽のあふれるまちです。

東村山の歴史は古く、すでに縄文のむかしより以前に、狭山丘陵の麓（ふもと）や柳瀬（やなせ）川のほとり、それに出水（でみず）川などの近くにヒトの生活が始まり、続く縄文の時代には、市内各地に点々と集落をつくって人々が住むようになりました。

それ以来今日まで、先人のたゆまぬ努力と英知によって、恵まれた自然と数多くの文化遺産、豊かでしかも香り高い数々の伝統と市民和合の精神が引き継がれてきました。

わたくしたちは、これら先人の歩みと心を受け継ぎ、「自然と調和し健康でふれあいのあるまち東村山」の実現をめざして、東村山を心から愛し、市民一人ひとりが誇りと責任をもち、互いに手をたずさえて、物心ともに豊かで平和な東村山を築くために、この市民憲章を定めます。

- 1 恵まれた自然を大切にし 社会のきまりを守る
住みよいまちを つくりましょう
- 2 心と心の結びつきを強め たがいに尊敬し助け合う
うるおいのあるまちを つくりましょう
- 3 心とからだをきたえ 笑顔で働く
明るいまちを つくりましょう
- 4 おとしよりを敬い すこやかな青少年の育つ
思いやりのあるまちを つくりましょう
- 5 歴史と伝統を受け継ぎ 生涯学びつづける
文化の香り高いまちを つくりましょう

（平成元年 9 月 7 日制定）

◆ 総合計画

東村山市第5次総合計画では、令和12（2030）年度に目指すべきまちの姿（将来都市像）を次のとおり定めます。

将来都市像 みどり にぎわい いろどり豊かに
笑顔つながる 東村山

東村山市は、古（いにしえ）より人々が生活を営み、交通の要衝として人々が交流し栄えてきたまちです。高度成長期以降は、都心近郊のベッドタウンとして、人口の急激な増加とともに発展してきました。その間、豊かな自然を守り育てながら生活基盤を整備し、自然と都市機能のバランスを保ったまちづくりを進めてきました。

こうした歴史を経て築かれた、「都市」の利便性やにぎわいと、「自然」のもたらす潤いややすらぎ、そして、これらが調和した豊かなくらしは、東村山固有のものであり、市の最大の魅力となっています。

今、時代は大きく変わろうとしています。東村山市もこれまで経験したことのない人口減少・少子高齢化という転換期を迎え、科学技術の進展など社会環境の急激な変化の中で、まちづくりを進めていかなければなりません。また、国際社会においても今後の持続的な発展が課題となっており、解決に向けた取組が広がっています。

このような中で、だれもが笑顔で生涯にわたり幸せに暮らすことができるまちを未来に引き継ぐことが、現世代の重要な責務となります。先人たちにより培われた東村山市の財産を、誇りを持って大切に守り、未来へ継承していきます。

そして、一つひとつの色が互いを引き立てあい、混ざりあって美しい世界を生み出すように、みどりやにぎわいをはじめとした多様な魅力を持ったまちで暮らす多彩な人が、その個性を活かし、高めあうことで、新しいまちのいろどりをつくっていきます。一人の笑顔がもう一人を笑顔にするように、笑顔がつながりあっていくまち、さらにその笑顔が未来につながっていくまちを目指します。

基本目標

基本目標 1 まちの価値の向上

市民が安心して暮らすことができる都市基盤整備やみどりの保全・創出、地域経済の活性化などを進めます。自然のやすらぎを身近に感じることができ、多くの人でにぎわい、都市の便利さを享受できる東村山市ならではの都市空間をつくっていきます。

基本目標 2 ひとの活力の向上

だれも取り残されることなく、安心して、笑顔で支えあって暮らすことができるまちをつくります。東村山市のまちの主演は一人ひとりの市民です。市民一人ひとりが個性を活かして活躍し、いより豊かなまちをつくっていくための人づくり・環境づくりを進めます。

基本目標 3 暮らしの質の向上

市民が地域に根ざし、つながりあって、いつまでも安全・安心に暮らし続けることができる地域づくりを行います。また、将来世代に負担を残さない、持続可能なくらしの実践とその環境づくりを進めます。

(令和2年8月28日議決)

◆ 市の宣言

東村山市制施行宣言

本日、東村山市制が施行され、地方自治の本旨にのっとりさらに飛躍、発展への新たなる第一歩を踏み出したことを確認し、ここに、東村山市制施行を記念し厳粛に宣言するものである。

今日の東村山市をかく輝やかしくあらしめたものは、住民一人一人のたゆみない努力と創意の結晶であり、幾多先人の熱意溢れた指導の成果にほかならない。われわれは、先人の遺訓を生かすとともに、現代の英知と決断とをもって、日々目まぐるしく変貌する諸種の情勢に対処し、東村山市の歩むべき道を大局的観点から選択し、もって住民福祉の向上と発展に寄与せんとするものであり、平和な文化的都市建設のため、新たなる決意のもとに邁進することを誓うものである。

上記宣言する。

昭和 39 年 4 月 1 日

東京都東村山市長 小山林平

平和都市宣言

平和と真実を希求する国民の願いは、また東村山市民の念願とするところである。本市議会は、憲法に定められた永久平和の確立に寄与することを期し、全市民の英知と決断とをもって平和な文化都市建設に邁進するものである。

上記宣言する。

昭和 39 年 4 月 1 日

東京都東村山市議会

交通安全都市宣言

市民はすべて個人として尊重され、生命及び幸福追求に対する権利は、いかなる場合でも尊重されなければならない。

しかしながら、わが国の産業、経済の進展に伴い、近時交通量は著しく増大し、ために本市における交通事故の発生も増加の傾向にあり、市民生活にとって大きな不安になっていることは、まことに憂慮すべき事態である。

ここに、東村山市議会は、市民の生命と安全を保持し、すべての市民が健康で明るい生活が営めるよう、全市民一体となって積極的に交通事故の絶滅を期するため、東村山市を交通安全都市とすることを宣言する。

昭和 42 年 7 月 4 日

無火災都市宣言

人間の生命及び財産は、等しくこれを保障されねばならないが、年々多くの尊い人命と莫大な財産が火災の悲劇により、一瞬のうちに失われていることは、真に憂慮すべき事態である。

特に、今日、技術革新の目覚ましい発展により、都市の過密化が進み、危険物の需要が拡大し、消防力の強化にもかかわらず、火災の規模、態様は、益々複雑多様化している。瞬時にして、全てのものを灰燼に帰し、我々の生活の安定を破壊し、生命身体を損傷する火災の脅威は、いわば我々が不断に対決してゆかねばならぬ最も困難な敵である。

よって、市民の防火意識を高め、市民の生命と財産を保持し健康で明るい生活を営めるよう、全市民一体となって積極的に火災の悲劇を撲滅することを決意して、ここに東村山市を無火災都市とすることを宣言する。

昭和 46 年 11 月 30 日

スポーツ都市宣言

わたくしたち東村山市民は、スポーツを愛し、スポーツを通して、健康と体力の向上をはかり、豊かで明るい東村山市を築くため次の目標をかかげ、ここに「スポーツ都市」を宣言します。

1. スポーツを通じて、たくましい心とからだをつくろう。
2. スポーツ活動を通じて、多くの友達をつくり、友情と喜びを学ぼう。
3. 積極的なスポーツ活動をすすめて、豊かな余暇活動をもとう。
4. スポーツを実践して、市民相互の連帯を強めよう。
5. スポーツを愛し、広く世界の人々と手をつなごう。

昭和 49 年 10 月 10 日

東京都東村山市長 熊木令次

核兵器廃絶平和都市宣言

地球上には、全ての生命と文明を一瞬にして滅亡させてなお余りある核兵器が存在し、人々はその脅威にさらされている。

世界唯一の核被爆体験を持つ国民として、いかなる地域においても、再び広島・長崎のあの惨禍を繰り返してはならない。我々市民は、核兵器がいかに悲惨なものであるかを、全世界に強く訴えるものである。

東村山市は、瞬時に自然を破壊し、人類の滅亡をもたらす核兵器の廃絶と、人類永遠の平和の願いをこめて、「核兵器廃絶平和都市」であることをここに宣言する。

昭和 62 年 9 月 25 日

東京都東村山市

助け合い命を守る安心都市宣言

人の命は、何よりも大切であり、かけがえなく尊いものである。
人の命は、何よりも重く、いかなる場合でも守られなければならない。

私たち東村山市民は、誰もが互いの命を尊重し、緊急時には救いの手を差し伸べることができるよう、救急・救命法などの知識、技術を習得し、市民の命は市民が守り、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、助け合い命を守る安心都市を宣言する。

平成 14 年 9 月 9 日

東京都東村山市

いのちとところの人権の森宣言

かつてハンセン病は、不治の伝染病とされ、患者は国の強制隔離政策と人々の偏見や差別の中で、長く苦しい歴史を歩んできた。

ここ多磨全生園には、故郷を捨てさせられた人々が眠る納骨堂、終生隔離のなかで故郷を偲んだ望郷の丘、苦難の歴史を語り継ぐハンセン病資料館、これらとともに多くの想いがある。

この地を第二の故郷とした人々は、萎えた手足に力を込め、病をおして拓いた土地に、一人一人が想いを込め、一本一本植樹し緑を育てた。

いま、その緑の地は、そこに暮らす人々と東村山市民との百年の交流をとおり、いのちとところの人権の学びの場となった。

私たち東村山市民は、ここをひとつにし、ここに眠る人々を鎮魂し、この土地と緑と歴史のすべてを『人権の森』として守り、国民共有の財産として未来に受け継ぐことを宣言する。

平成 21 年 9 月 28 日

東京都東村山市

◆ 姉妹都市

アメリカ合衆国ミズーリ州インディペンデンス市

(昭和 53 年 1 月 26 日)

新潟県柏崎市

(平成 8 年 10 月 1 日)

◆ 友好交流都市

中華人民共和国江蘇省蘇州市

(平成 16 年 11 月 13 日)

◆ 市議会

(令和3年6月2日現在)

1. 議員定数

条例定数 25人 現員数 25人

2. 任期

令和5年4月30日まで

3. 構成

(1) 会派

- ・自由民主党市議団 8人
- ・公明党 6人
- ・日本共産党 5人

(2) 会派に属さない議員 6人

4. 委員会の構成

委員会名	人数	所管事項
政策総務委員会	6	経営政策部・総務部・選挙管理委員会・監査委員・会計課の所管に属する事項及び他の所管に属さない事項
厚生委員会	6	健康福祉部・子ども家庭部の所管に属する事項
まちづくり環境委員会	6	防災安全部・環境資源循環部・まちづくり部の所管に属する事項
生活文教委員会	6	地域創生部・市民部・教育委員会・農業委員会の所管に属する事項
議会運営委員会	8	議長の諮問による会期の設定・議案や請願等の取り扱い・議会運営に関する事項
広報広聴委員会	8	市議会だよりや議会ホームページの編集、議会報告会や意見交換会の運営など、議会の広報広聴に関する事項

5. 議員当選回数

回数	人数
1回	8人
2回	7人
3回	3人
4回	5人
5回	1人
6回	1人
合計	25人

6. 令和2年度 議会事務報告

本会議の審議状況

会 議		会 期
定例会	6月	6月4日～6月25日
	9月	8月28日～9月29日
	12月	11月27日～12月18日
	3月	2月24日～3月25日
臨時会	8月	8月4日

全員協議会及び委員会の開催状況

会名	開催回数	会名	開催回数
全員協議会	7	議会運営委員会	7
政策総務委員会	4	議員報酬及び政務活動費に関する調査特別委員会	7
厚生委員会	7	決算特別委員会	5
まちづくり 環境委員会	3	予算特別委員会	5
生活文教委員会	4		

請願等の処理状況

審査結果 付託先	令和元年度からの 継続	令和2年度 付託	採択	不採択	審査未了	継続審査 (次年度へ)	取り下げ (撤回)	審査 不要	合計
政策総務 委員会	1	2	1	2	0	0	0	0	3
厚生 委員会	2	2	0	3	1	0	1	0	4
まちづくり環境 委員会	1	1	1	0	0	0	1	0	2
生活文教 委員会	6	5	1	5	1	0	4	0	11
議会運営 委員会	0	1	1	0	0	0	0	0	1
本会議即決	0	0	0	0	0	0	0	0	0

傍聴者数

会 議	人 数	会 議	人 数
令和2年6月定例会	45	政策総務委員会	3
令和2年8月臨時会	7	厚生委員会	4
令和2年9月定例会	24	まちづくり環境委員会	2
令和2年12月定例会	27	生活文教委員会	7
令和3年3月定例会	21	議会運営委員会	5
		議員報酬及び政務活動費 に関する調査特別委員会	0
		決算特別委員会	1
		予算特別委員会	0

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、別室でのモニター傍聴としました。

令和3年度予算概要（当初予算）

1. 各会計別予算額

会 計 別	令和3年度 (千円)	令和2年度 (千円)	増減比 (%)
一 般 会 計	59,237,536	57,539,950	3.0
特 別 会 計	33,676,726	32,789,921	2.7
国民健康保険事業特別会計	15,752,808	15,300,650	3.0
後期高齢者医療特別会計	3,878,387	3,870,171	0.2
介護保険事業特別会計	14,045,531	13,619,100	3.1
公 営 企 業 会 計	5,248,521	5,763,022	△8.9
下 水 道 事 業 会 計	5,248,521	5,763,022	△8.9
合 計	98,162,783	96,092,893	2.2

※下水道事業会計の予算の規模は、支出予算の総額を記載しています。

2. 一般会計歳入予算額

款	令和3年度 (千円)	構成比 (%)	令和2年度 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
市 税	20,258,158	34.2	21,197,955	36.8	△4.4
市民税	9,751,655	16.5	10,241,438	17.8	△4.8
固定資産税	7,926,683	13.4	8,302,912	14.4	△4.5
軽自動車税	157,418	0.2	158,667	0.3	△0.8
市たばこ税	713,710	1.2	621,920	1.1	14.8
都市計画税	1,708,692	2.9	1,873,018	3.2	△8.8
地方譲与税	224,760	0.4	252,760	0.4	△11.1
利子割交付金	26,000	0.1	28,000	0.1	△7.1
配当割交付金	130,000	0.2	146,000	0.3	△11.0
株式等譲渡 所得割交付金	141,000	0.2	81,000	0.1	74.1
法人事業税交付金	128,000	0.2	49,000	0.1	161.2
地方消費税交付金	2,928,000	4.9	2,946,000	5.1	△0.6
自動車取得税 交 付 金	1	0.0	10	0.0	△90.0
環境性能割交付金	48,000	0.1	56,000	0.1	△14.3
地方特例交付金	337,000	0.6	189,000	0.3	78.3
地方交付税	4,531,500	7.7	4,606,500	8.0	△1.6
交通安全対策 特 別 交 付 金	13,000	0.0	14,000	0.0	△7.1
分担金及び負担金	311,003	0.5	219,742	0.4	41.5
使用料及び手数料	852,751	1.4	1,056,876	1.8	△19.3
国庫支出金	11,381,153	19.2	11,100,118	19.3	2.5
都 支 出 金	8,673,950	14.6	8,531,131	14.8	1.7
財 産 収 入	44,886	0.1	44,011	0.1	2.0
寄 附 金	5,041	0.0	5,241	0.0	△3.8
繰 入 金	2,794,104	4.7	1,552,175	2.7	80.0
繰 越 金	50,000	0.1	50,000	0.1	0.0
諸 収 入	1,289,829	2.2	1,693,731	3.0	△23.8
市 債	5,069,400	8.6	3,720,700	6.5	36.2
合 計	59,237,536	100.0	57,539,950	100.0	3.0

3. 一般会計歳出予算額

款	令和3年度 (千円)	構成比 (%)	令和2年度 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
議会費	356,386	0.6	364,717	0.6	△2.3
総務費	5,600,575	9.5	5,429,651	9.4	3.1
民生費	30,419,815	51.4	29,685,438	51.6	2.5
衛生費	3,827,396	6.5	3,803,604	6.6	0.6
労働費	23,336	0.0	24,286	0.1	△3.9
農林業費	112,273	0.2	95,353	0.2	17.7
商工費	180,882	0.3	124,512	0.2	45.3
土木費	6,955,957	11.7	6,597,058	11.5	5.4
消防費	1,731,828	2.9	1,719,421	3.0	0.7
教育費	5,937,458	10.0	5,587,130	9.7	6.3
公債費	4,001,786	6.8	4,016,732	7.0	△0.4
諸支出金	19,844	0.0	22,048	0.0	△10.0
予備費	70,000	0.1	70,000	0.1	0.0
合計	59,237,536	100.0	57,539,950	100.0	3.0

◎ 一般会計性質別経費

款	令和3年度 (千円)	構成比 (%)	令和2年度 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
人件費	8,850,090	14.9	8,874,473	15.4	△0.3
扶助費	19,366,792	32.7	18,885,299	32.8	2.5
公債費	4,001,786	6.8	4,016,732	7.0	△0.4
補助費等	6,626,027	11.2	6,512,198	11.3	1.7
物件費	9,081,250	15.3	7,950,428	13.8	14.2
繰出金	5,991,288	10.1	5,906,578	10.3	1.4
積立金	164,723	0.3	146,395	0.3	12.5
投資的経費	4,892,486	8.3	4,953,246	8.6	△1.2
その他	263,094	0.4	294,601	0.5	△10.7
合計	59,237,536	100.0	57,539,950	100.0	3.0

◆ 議員一覧

(令和3年6月2日現在)

議長 土方 桂
(自由民主党市議団)副議長 村山 じゅん子
(公明党)

議席 番号	氏名	住所	電話番号	会派等
1	土方 桂	本町 2-33-4 404	090-8744-9155	自由民主党市議団
2	鈴木 たつお	連絡先：栄町 2-20-10 301 (事務所)	042-315-7399	—
3	朝木 直子	連絡先：本町 1-2-3 (東村山市役所 5階 第5控室)	042-393-2663	無会派 (草の根市民クラブ)
4	藤田 まさみ	連絡先：本町 1-2-3 (東村山市役所 5階 第5控室)	090-8464-0551	無会派 (立憲民主党)
5	下沢 ゆきお	萩山町 1-32-43	042-348-8682	自由民主党市議団
6	小林 美緒	栄町 3-6-1 503	042-306-1365	自由民主党市議団
7	清水 あづさ	諏訪町 1-19-15	080-3510-5596	自由民主党市議団
8	横尾 たかお	恩多町 2-25-104	042-201-6387	公明党
9	佐藤 まさたか	廻田町 2-21-13	042-398-5265	—
10	白石 えつ子	久米川町 1-35-1 511	042-392-3379	—
11	山口 みよ	栄町 2-4-22 803	042-309-3046	日本共産党
12	浅見 みどり	連絡先：本町 1-2-3 (東村山市役所 5階 第4控室)	080-3086-2422	日本共産党
13	木村 隆	野口町 3-19-22	042-394-3308	自由民主党市議団
14	熊木 敏己	久米川町 4-31-49	042-409-2388	自由民主党市議団
15	志村 誠	久米川町 1-27-3	042-395-1273	自由民主党市議団
16	小町 明夫	廻田町 2-30-21	042-391-2145	自由民主党市議団(代)
17	石橋 光明	栄町 2-38-13	042-393-8510	公明党(代)
18	村山 じゅん子	廻田町 4-30-17	042-396-2747	公明党
19	渡辺 英子	秋津町 3-26-90	042-394-4969	公明党
20	伊藤 真一	久米川町 4-46-7	042-393-5676	公明党
21	駒崎 高行	恩多町 3-43-32	042-392-0382	公明党
22	かみまち 弓子	連絡先：本町 1-2-3 (東村山市役所 5階 第6控室)	042-207-9668	—
23	山田 たか子	連絡先：本町 1-2-3 (東村山市役所 5階 第4控室)	090-5824-7597	日本共産党
24	渡辺 みのる	恩多町 4-41-78	070-2177-7629	日本共産党(代)
25	さとう 直子	美住町 1-7-29	042-398-2413	日本共産党

(注記)

- 1 (代)：会派代表者
- 2 住所及び電話番号は議員から届出のあったものを掲載しています。
住所欄に「連絡先」と記載がある議員は、住所を非公表としています。

◆ 報酬および職員数（令和3年4月1日現在）

1. 議員報酬

議長	558,000 円
副議長	506,000 円
委員長	495,000 円
議員	485,000 円

2. 市長等給料

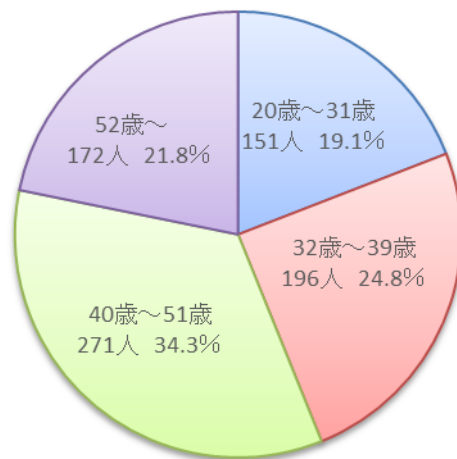
市長	943,000 円
副市長	801,000 円
教育長	740,000 円

3. 職員給料

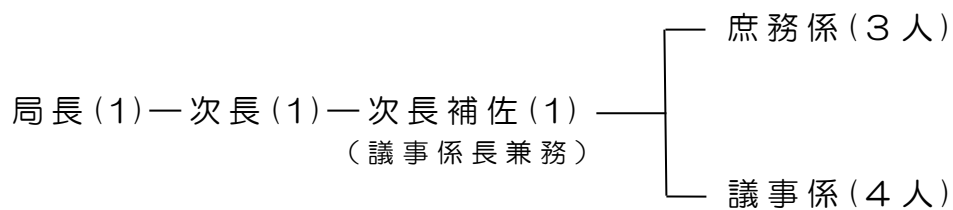
最高	508,900 円
最低	182,100 円
平均	319,115 円
初任給	大卒 183,700 円
	短大卒 157,100 円
	高卒 145,600 円

4. 職員数と年齢構成

条例定数	933 人（現員 790 人）
平均年齢	42.2 歳



5. 議会事務局の機構



○東村山市議会基本条例

平成25年12月27日

条例第28号

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条—第8条）

第4章 議会と市長等との関係（第9条—第12条）

第5章 議決機関としての責任（第13条—第17条）

第6章 補則（第18条・第19条）

附則

東村山市は、東京都の多摩北部に位置する、水と緑に恵まれた自然豊かな住宅都市として発展してきました。

東村山市政は、選挙で選ばれた執行機関である市長と、同じく選挙で選ばれた議員で構成する議事機関である市議会との二元代表制で運営されています。

市議会は、言論の府として多様な市民の声を反映し、政策を提案するとともに、市政運営の監視及び評価を行う役割を担っています。平成12年の地方分権一括法の施行を契機に、地方自治体の果たすべき役割と責任はますます大きくなり、同時に、議会の役割の重要性もさらに高まりました。

東村山市議会は、市民に開かれた議会を目指し、さまざまな改革に取り組んできました。この改革を止めることなくさらに推進するため、平成23年6月に全会派で構成する「議会基本条例制定を進める特別委員会」を設置し、多くの議論を重ねてきました。条例策定にあたり、意見交換会やパブリックコメント等を通じていただいた市民の声も参考に、市議会としての集約に至りました。この過程における議論や取り組みそのものが、市議会の改革を進めるものであったと確信しています。

東村山市議会は、東村山市が市民にとって将来にわたり安心して暮らし続けたいまちとなるよう、自らの責任と役割を果たします。これからも市民全体の福祉向上を目指し、信頼される議会であり続けるため、ここに東村山市議会基本条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、二元代表制の下、東村山市議会（以下「議会」という。）が果たすべき責任と役割を明らかにし、そのための活動原則のほか、議会及び議員に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

自治体は、住民から直接に選挙された首長と議会という二元代表の下で運営されています。市長には、条例提案権や予算編成権など多くの権限があり、議会には、それを審議・審査し、その可否を決定する権能があります。

議会は、市長の行政運営を監視すると同時に、市民全体の福祉の向上のために、市民の立場で議決を行い、また市民の願いに添った新たな政策を提案する役割も負っています。

第 1 条は、議会がこうした権能を生かし市民の負託に応えるため、その活動の指針としての議会基本条例の目的を定めています。

なお、この条例でいう「市民」とは、東村山市に住民票のある人、選挙権のある人のほか、市内に通勤・通学している人、事業を営む人など、それぞれに議会はかかわりを持つことから、一般的な「市民」という言葉で表現しています。

第 2 章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第 2 条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 市民に開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民の代表として、市民の声を把握すること。
- (3) 市政運営を監視及び評価すること。
- (4) 活発な議論及び政策提案に努めること。
- (5) 不断の改革を行うこと。

【解説】

地方自治における二元代表の一つである市議会が、どのような原則に基づいて運営されるべきか、その活動原則を規定しています。

より良い市政の実現を目指し、市議会は民主主義に根差した運営がなされなくてはなりません。第 1 号では、市民にとって身近でわかりやすい運営が行われるべきこと、第 2 号では、多様な市民の声が意見集約される場となるべきことを明記しています。また、地方自治の根幹である二元代表制の意義を踏まえ、第 3 号では、議会は議決機関として条例の制定及び改正・廃止、予算の議決、決算の認定等、市長等

の市政運営を監視し評価する権限を持っています。そして、市民にとって極めて重要な決定を行う責任から、第4号において、活発な議論と積極的な政策提案を行うべきこととしています。第5号として、これらの目的を達成するために必要な改革を議会自らが常に行うべきことを規定しています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市民の多様な意見を把握することに努め、市民全体の福祉向上を目指すこと。
- (3) 自己研鑽及び調査研究により、資質向上に努めること。

【解説】

議会を構成する議員がどのような原則に基づいて活動すべきかを規定しています。

市民の代表である議員がその負託に的確に応えるため、第1号では、互いを尊重して討議を尽くすこと、第2号では、一部の団体及び地域の代表にとどまらず市民全体のために活動すること、第3号では、政策水準の向上を期し自己の資質向上に努めることを明記し、議会全体の水準の向上を不断に図ります。

(会派)

第4条 議員は、複数の議員で会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

【解説】

議会の円滑な運営と活発な調査研究活動のために、政策を中心とした同一の理念を共有する複数の議員により会派を結成できると定めています。

第3章 市民と議会の関係

(説明責任及び市民意見の把握)

第5条 議会は、自らの活動について次の各号に掲げる手法を用いて、議決機関としての説明責任を果たすとともに、市民意見の把握に努める。

- (1) 議会報告会
- (2) 意見交換会
- (3) パブリックコメント
- (4) アンケート調査

(5) その他必要と認めるもの

【解説】

議会は、市の条例や予算など、市民生活に密着した事項を決定しています。これら市政全般について、議論の過程や結果などを報告する議会報告会を開催し、議会としての説明責任を果たします。

また、市民意見を的確に把握し、議会のあり方や市政に反映できるよう意見交換会、パブリックコメント、アンケート調査などを行います。

(会議の公開及び傍聴の促進)

第6条 議会は、会議を公開し、その開催にあたっては、あらかじめ市民に周知する。

2 議会は、傍聴者に対し資料を用意する等、わかりやすい会議運営に努める。

【解説】

議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を公開し、多くの方に傍聴していただけるよう、事前に会議の開催予定をお知らせします。

また、傍聴に際しては、議案書などの資料を用意し、何が議論されているかがわかるよう努めます。これまでも採決方法の変更（挙手から起立へ）、本会議並びに予算特別委員会及び決算特別委員会をインターネットで配信、会議の進行状況等をツイッターにて報告、一般質問通告書の公開・貸出、一般質問の一問一答制、会議案内看板の設置、手話通訳者の配置など行ってきました。今後も引き続きわかりやすい会議運営を行います。

(請願及び陳情の取扱い)

第7条 議会は、請願を市民からの政策提案として受け止め、適切かつ誠実にこれを審議又は審査する。

2 議長及び委員長は、請願の審議又は審査にあたって、必要に応じて、請願の提出者又は紹介議員から意見を聴く機会を設けることができる。

3 前2項の規定は、陳情を審議又は審査する場合について準用する。

【解説】

第1項では、議会は請願を市民からの政策提案であると位置づけています。また第2項では、請願に込められた願いを直接伺う機会を設けることができることを定めています。これにより、提出者等から直接説明を受けた上で、充実した議論につなげることができます。第3

項は、陳情に関する規定です。当市議会ではその内容が政策提案に関するものなど、審議又は審査する必要があると認める陳情については、請願と同様に取り扱うこととしています。

なお、審議とは本会議で結論を得るための議論をいい、審査とは委員会において調査し適否を決めるための議論をいいます。

(広報活動の充実)

第 8 条 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、ホームページ、市議会だよりその他の多様な情報伝達手段を用いて、広報活動の充実に努める。

【解説】

市議会では現在、市議会だより、ホームページ、本会議の録画配信、ツイッターで情報発信を行っています。また、議会改革や議会基本条例策定におけるプロセスの中で、街頭でのPR活動やアンケート調査も行ってきました。近年では、市議会だよりのページ数を増やしたり、より見やすい紙面づくりに工夫を凝らしています。さらに、予算特別委員会及び決算特別委員会のインターネット配信が開始される等、常にアクセスしやすい議会を目指しています。今後も一人でも多くの市民が議会の様子に触れられるよう努めます。

第 4 章 議会と市長等との関係

(市政運営の監視)

第 9 条 議会は、市民の負託に基づき市長等の市政運営が適切に行われるよう、公正性及び透明性をもって監視及び評価する。

【解説】

議会の責務である市政運営の監視及び評価を行う立場から、市長等との関係について慣れ合いを排し緊張感あるものとすべきことを定めています。ここでいう市長等とは、市長および教育委員会、選挙管理委員会などのすべての執行機関をいいます。

(政策等提案の説明要求)

第 10 条 議会は、政策、施策、計画及び事業（以下「政策等」という。）の審議又は審査にあたり、市長に対して次の各号に掲げる事項を明らかにするよう求める。

- (1) 提案の理由及び経緯
- (2) 周辺自治体の類似政策等との比較検討結果
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 関係法令及び東村山市総合計画との整合性
- (5) 政策等の実施に要する経費（将来負担を含む。）及び財源

(6) その他審議又は審査に必要と認める事項

【解説】

議会が議決機関としての責任を果たすには、市長が議会に政策等を提案したとき、根拠法令等をもとに十分審議を尽くす必要があります。そのために必要な情報として第1号から第6号の6項目について、資料などを議会に提供することを求めています。

(質疑等の一問一答)

第11条 議員は、論点を明確にするため、質疑又は質問（以下「質疑等」という。）を一問一答方式で行う。ただし、議会が適当でないと認めた質疑等にあつてはこの限りでない。

2 議員の質疑等に対し答弁する者は、その論点を整理する必要がある場合は、議長又は委員長の許可を得て問い返すことができる。

【解説】

議員は、議案等に対する質疑や一般質問を一問一答で行います。また、答弁する者は質疑・質問の内容が不明確であった場合、その議員に対して問い返すことができます。これにより、市民にわかりやすい議会になると同時に議会の議論が深まることが期待されます。

(文書質問)

第12条 議員は、閉会中において、議長の許可を得て市長等に対し文書質問をすることができる。

2 前項の規定による文書質問が提出された場合、議長はその必要性について、議会運営委員会に意見を求めることができる。

【解説】

議員は、閉会中に緊急を要する事案等が発生した場合、議長の許可を得て、市長等に対して文書によって質問し、文書による回答を求めることができます。その際、議長は議会運営委員会に意見を求めることができます。

第5章 議決機関としての責任

(政策提案等)

第13条 議会は、政策立案機能の向上に努め、条例の提案又は議案の修正を必要に応じて行うなど、市長に対して積極的に政策提案を行うよう努める。

2 議会は、前項の目的を達するため政策研究会を行うことができる。

【解説】

議会は、自ら政策を提案、立案する立法機能を強化します。また、市長から提出された議案に対しては、より良い政策とするために必要

に応じて修正を提案し、議決機関としての責務を果たします。

第 2 項では、重要な事業あるいは緊急性ある課題等があるとき、必要に応じ調査、研究、討議の場として政策研究会を行います。

(議員間討議)

第 14 条 議会は、議員間の自由な討議を重んじた会議運営を行う。

【解説】

言論の場である議会は、互いを尊重し、論点や課題を明確にしなが
ら自由で活発な議論を尽くします。

(専門的知見、公聴会制度及び参考人制度の活用)

第 15 条 議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 100 条の 2 に規定する学識経験者等による調査並びに法第 115 条の 2（法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して、審議及び審査又は市の事務に関する調査を尽くすよう努める。

【解説】

地方自治法は、議会における議案、請願等の審議・審査にあたっては、より専門的知識を持った有識者の意見や、広く一般市民の声を聞くべきことを認め、公聴会制度や参考人制度を規定しています。

市議会は議決機関として責任ある判断を行うべき立場から、公聴会制度や参考人制度を活用し、審議・審査に生かすよう定めています。

(議会事務局機能の強化)

第 16 条 議会は、第 2 条に定める原則に基づき活動するため、議会事務局機能の強化に努める。

【解説】

議会事務局は、地方自治法の規定に基づき、東村山市議会事務局設置条例により設置されています。

本条例第 2 条（議会の活動原則）で、市政運営の監視及び評価並びに政策提言を定めていますが、実際に政策提言等を行うのは議会を構成する議員であることから、議員の政策提言等を補助する議会事務局の機能の強化を図ることとしています。

(議会図書室)

第 17 条 議会は、議員の調査研究及び政策立案等に資するため議会図書室を適正に管理し、その充実に努める。

【解説】

地方自治法の規定に基づき、議会は議会図書室を設置しています。
議会図書室は東京都から送付された公報及び刊行物を保管する場

でもあり、議員の市政に関する調査研究を補完するための資料のほか、一般に流通しない行政関係資料等も所蔵しています。

今後は、より効果的に議員の調査研究に役立つよう整備し、政策形成及び政策立案能力の向上を図るために議会図書室の充実に努めるよう定めたものです。

第 6 章 補則

(見直し手続)

第 18 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証しなければならない。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じなければならない。

【解説】

この条例の各条項に規定したことが実施されているか否か、何が課題なのかなど、2年ごとに検証し、実施に向けてさらなる努力をします。

また、法律や制度の改正、社会情勢の変化などに応じて、条例改正などの必要な措置を講じ、よりよい市議会を目指します。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

各条項に規定したことを実施していく上で、具体的な運用方法（ルール）を決める必要があります。これらは条例とは別に定めます。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後に受理した陳情から適用し、同日前に受理した陳情については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

東村山市議会事務局

東村山市役所

〒189-8501 東京都東村山市本町 1-2-3

電話 042-393-5111（代表）

FAX 042-397-9436

URL : <http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp>

E-mail : gikai@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp